

自衛隊馬毛島基地（仮称）の飛行場施設等及び仮設栈橋の
詳細検討に関する技術協力業務に係る協定

防衛省地方協力局長及び国土交通省港湾局長は、自衛隊馬毛島基地（仮称）の飛行場施設等及び仮設栈橋の詳細検討に関する技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 技術協力業務の対象施設は、別紙に掲げる対象施設とする。

第2条 防衛省は、令和4年度予算成立後速やかに技術協力業務に係る予算措置を行うものとする。

第3条 防衛省は、技術協力業務に係る支出に関する事務を国土交通省へ委任するものとする。

第4条 国土交通省が前条の事務の委任を受けて実施する技術協力業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるものとする。

第5条 防衛省は、国土交通省に対し、技術協力業務の円滑な実施に必要な協力を行うものとする。

第6条 国土交通省は、防衛省と国土交通省で協議して定める時期まで、当該工事の請負契約の締結を行わない。

2 国土交通省は、技術協力業務の入札・契約手続において、入札説明書等に、前項に規定する条件を付すものとする。

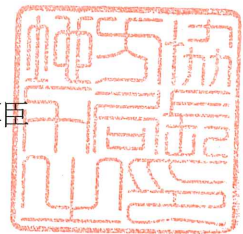
第7条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

令和4年1月5日

防衛省地方協力局長

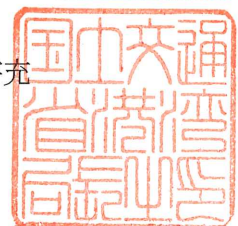
岡

真臣



国土交通省港湾局長

浅輪 宇充



自衛隊馬毛島基地（仮称）の飛行場施設等及び仮設栈橋の詳細検討
に関する技術協力業務の対象施設

【別表 1：飛行場施設等】

施設	国土交通省 (技術協力業務の 対象施設)	技術協力業務の 対象外の施設	備考
滑走路	○		着陸帯、オーバーラン、ショルダー、滑走路端安全区域も技術協力業務の対象施設に含む
横風用滑走路	○		着陸帯、オーバーラン、ショルダー、滑走路端安全区域も技術協力業務の対象施設に含む
誘導路(平行／中間誘導路)	○		着陸帯、ショルダー、滑走路端安全区域も技術協力業務の対象施設に含む
ウォームアップエプロン	○		
模擬甲板	○		
模擬甲板灯	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り扱い等については別途調整
着陸拘束装置		○	
ICLS		○	
FCLP用機器		○	
ヘリパット	○		
PAR局舎		○	
TACAN局舎(TACAN 鉄塔含む)		○	
ILS施設		○	
気象観測装置		○	
進入灯・閃光灯	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り扱い等については別途調整
進入角指示灯(PAPI)	○ (舗装部の配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り扱い等については別途調整
飛行場周道路	○		
その他航空灯火	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り扱い等については別途調整
飛行場標識施設、路面標識	○		
飛行場周道路照明		○	
地下変圧器室		○	
給水施設		○	
排水施設(雨水、汚水)	○		
構内外線(電気・通信)	○ (舗装部の配管)	○ (通線)	舗装部と舗装部外における配管の取り扱い等については別途調整
消火施設		○	
擁壁工、植生工、造成工	○		

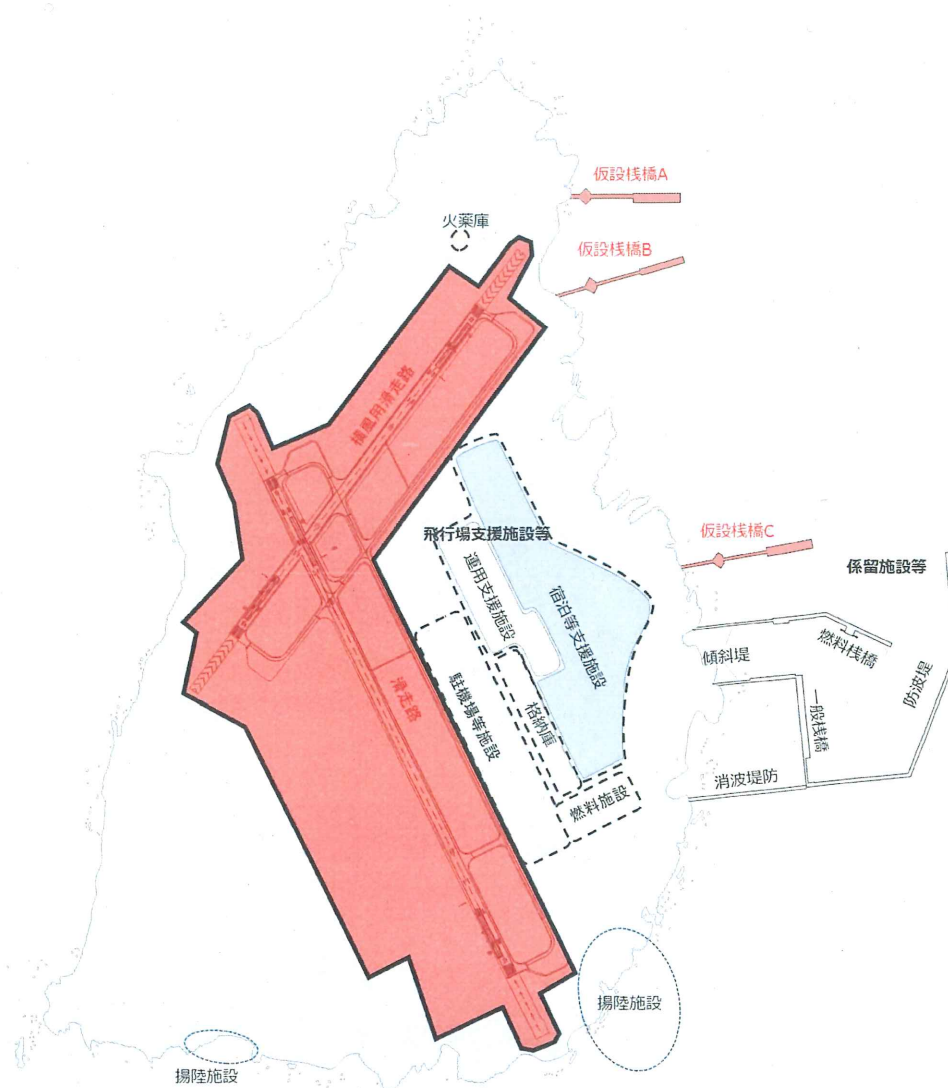
※ 本表に定めのないものについては、別途協議して定めるものとする。

【別表 2：仮設栈橋】

施設	国土交通省 (技術協力業務の 対象施設)	技術協力業務の 対象外の施設	備考
仮設栈橋(A～C)	○ (配管を除く)	○ (配管)	配管はセメント用 (栈橋Aのみ)

※ 本表に定めのないものについては、別途協議して定めるものとする。

対象施設配置図



本協定における技術協力業務の対象施設及び範囲